認可定員・利用定員の変更について

～令和８年度に向けて～

１　はじめに

・これは、令和８年度の認可定員・利用定員の変更を検討されている施設・事業者様向けの手引きです。

・この手引きをご参照いただいて、必要に応じて認可定員・利用定員の変更を行ってください。

・ご不明な点は、06−6208−8018　認可担当までご連絡ください。

２　定員変更を希望される場合

【提出期限】

・令和８年４月１日の変更に関しては令和８年３月９日（月）

・年度途中の変更は前月の20日まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日）

　期限までに必要書類の提出がない場合、変更希望日における変更はできませんので、ご留意ください。

【認可定員】

・「認可（認定）内容変更届出書及び確認内容変更届出書」及び必要書類を提出期限までに郵送または持参にてご提出ください。

・変更がある場合は、４ページに記載された事項を十分にご確認の上、認可定員の設定を行ってください。（認定こども園は５ページ、地域型保育事業所は６・７ページもご確認ください。）

【利用定員】

・提出期限までに「kintone」にてご申請ください。

「kintone」の掲載場所：保育所、認こ、地域型、幼稚園

・変更がある場合は、８～16ページに記載された事項を十分にご確認の上、利用定員の設定を行ってください。（15ページは地域型保育事業所のみ対象です。）

３　認可定員について

- 認可定員とは教育・保育施設等の設置に当たり認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員であり、保育室の面積を勘案して決定される施設の受入上限人数。

- 各歳児で認可定員を超えて入所させることはできません。

- 進級できるように設定してください。
  ０歳≦１歳≦２歳≦３歳≦４歳≦５歳

- 特別な事情（例：面積基準緩和の解消、建替え等による保育室面積の変更）がない限り、認可定員は変更できません。

４－１ 認定こども園の認可定員の留意点

・認定こども園は、各歳児の1号・２号の認可定員を超えて入所させることはできますが、各歳児の1号・2号の**合計人数**を超えて、入所させることはできません。

(例) ３歳児において、１号定員の利用予定児童数が認可定員を超えていますが、１・２号認可定員合計人数（100人）より利用予定児童数（95人）が小さいため、この入所は可です。しかし、５歳児においては１・２号認可定員合計人数（105人）より利用予定児童数（110人）が大きいため、この入所は不可です。

	１号			２号			合計		
	３歳児	４歳児	５歳児	３歳児	４歳児	５歳児	３歳児	４歳児	５歳児
現在の認可定員	80人	85人	85人	20人	20人	20人	100人	105人	105人
利用予定児童数	85人	70人	95人	10人	25人	15人	95人	95人	110人
							○		✕

≪満３歳児の定員について≫

・１号の満３歳児（３歳の誕生日を迎えた２歳児）は、３歳児の１号の認可定員に含まれるため、3歳から4歳へ進級できるようになっていれば、３歳児＞４歳児に設定することは可能です。（ただし満３歳児≦３歳児≦４歳児と設定することを原則とします。）

４－２　地域型保育事業所の認可定員の留意点

・小規模保育事業Ａ・Ｂ型及び小規模型事業所内保育事業は19人以下、小規模保育事業Ｃ型は10人以下、家庭的保育事業は５人以下で進級できるように認可定員を設定してください。（保育所型事業所内保育事業は20人以上の定員の設定が必要です。）

（例）小規模保育事業Ａ型

歳児	０歳	１歳	２歳	計
認可定員	３人	９人	７人	19人

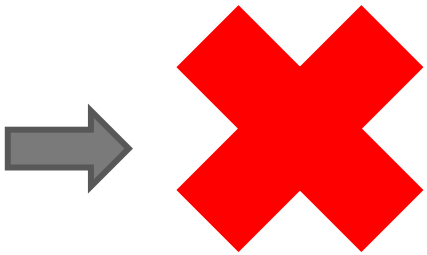

０歳児＜１歳児＞２歳児となっており、進級できないため

この認可定員の設定は認められません。

４－３　地域型保育事業所の認可定員の留意点

（地域型保育事業における弾力運用について）

・認可定員を超えての入所は不可です。ただし、弾力運用により、認可定員の変更を行わず、０歳児及び１歳児について、２歳児の認可定員までの受入れを柔軟に対応することを可能としており、運用については各区役所に委ねています。ただし、保育必要面積を満たす必要があります。

（例）小規模保育事業Ａ型

歳児	０歳	１歳	２歳	計
認可定員	３人	７人	９人	19人
利用予定児童数	３人	９人	７人	19人

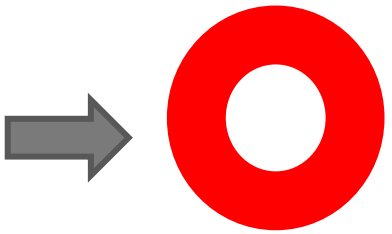

１歳児において利用予定児童数が認可定員を超えていますが、２歳児の認可定員の範囲内なのでこの入所は可です。

歳児	０歳	１歳	２歳	計
認可定員	３人	７人	９人	19人
利用予定児童数	３人	10人	６人	19人

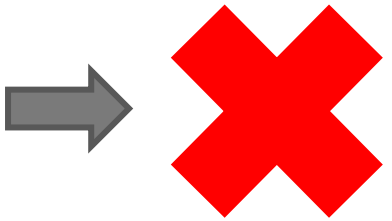

１歳児において２歳児の認可定員を超えているのでこの入所は不可です。

５　利用定員について

・利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第１項等の確認において定めるもので、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの。

・利用定員の設定・変更をする際は、給付費(委託費)への影響を勘案したうえで、当該施設での実際の利用者数の実績や今後の見込み等を踏まえて設定してください。

６　利用定員変更のルール

- 利用定員は認可定員に一致させることが基本です。

- ただし、恒常的に利用人員が少ない場合は、各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況（直近の実利用人員実績や今後の見込み等）を反映して設定してください。

（注）利用定員を変更する場合は、利用定員変更時点の利用児童数以上の人数に設定する必要があります。

→変更月の月末に本市で変更時点の利用児童数を確認し、利用児童数が変更後の利用定員を超えていた場合はさかのぼって利用定員を変更(増加)していただきます。

- 利用定員を超えて、入所させることは原則できません。しかし、需要の増大への対応、災害虐待その他やむを得ない事情がある場合は例外的に利用定員を超えて、入所させることも可能です。
その場合であっても恒常的に利用定員を上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、利用定員の変更を行う必要があります。

７－１　利用定員変更の留意点１

・利用定員を変更する場合、変更時点の利用予定児童数を下回ってはいけません。

⇒変更後の利用定員が利用児童数を下回った場合、超過した利用予定児童を、継続的に教育・保育を提供できるように施設側が便宜の提供(他園で保育を受けるための調整等)を行わなければなりません。（子ども・子育て支援法第34条第５項）

（例）保育所

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
現利用定員	６人	12人	20人	24人	24人	24人	110人
利用予定児童数	６人	12人	18人	22人	22人	21人	101人
減少後利用定員	６人	12人	18人	22人	22人	20人	100人

上記の場合、５歳児が利用定員上、１人足りませんので、この５歳児の１人について、保育所側が他の教育・保育施設へ通園できるようにしなければならなくなるため、このような利用定員の変更は認められません。

７－２　利用定員変更の留意点２

- 利用定員が０人の歳児については、当該号の当該歳児は入所できません。
  ※入所する場合は利用定員の変更が必要となります。

（例）開設当初に１号５歳児を０人と設定し、年度途中で
１号５歳児を入所させる場合、５歳児の利用定員を変更する必要があります。

７－３　利用定員変更の留意点３

- 利用定員変更申請又は届出が必要な場合は、各号の利用定員の合計が変更になる場合のみです。号内の利用定員の内訳変更は、変更申請又は届出の必要はありませんが、別途認可担当へ電話での報告が必要です。

（例）保育所

号	3号				2号				計
歳児	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計	
現利用定員	3人	6人	12人	21人	14人	17人	18人	49人	70人
変更後利用定員	6人	10人	15人	31人	14人	16人	19人	49人	80人

この場合、３号については、利用定員の増加申請が必要ですが、２号については内訳変更ですので申請又は届出の必要はありません。

７－４　利用定員変更の留意点４

【公定価格の給付定員単価区分との関係１】

- 公定価格の給付定員単価区分内で利用予定児童数が減少しても、原則利用定員を変更する必要はありません。ただし利用予定児童数が増加し恒常的に利用定員を超過する場合は、利用実態に応じた利用定員に変更することが必要です。

（例）保育所

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
現在の利用定員	６人	12人	18人	20人	22人	22人	100人
利用予定児童数	６人	12人	18人	19人	19人	17人	91人

この場合、利用予定児童数が91人で、公定価格給付定員単価区分の91人～100人にあたります。利用定員の減少を行っても、公定価格給付定員単価区分は変わりませんので、利用定員を変更する必要はありません。

７－５　利用定員変更の留意点５

【公定価格の給付定員単価区分との関係２】

- 利用定員を変更する場合、認可定員を超えない範囲で、原則公定価格の給付定員単価区分の中の最大の定員に設定してください。

（例）保育所

歳児	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
利用予定児童数	３人	６人	12人	18人	18人	18人	75人

この場合、公定価格給付定員単価区分の71人～80人にあたります。
保育士配置の関係で難しい場合もあると思いますが、できる限り利用定員の合計が80人になるよう各歳児を調整してください。

７－６　利用定員変更の留意点６

地域型保育事業所のみ

- 利用定員を変更する際は、「利用定員の総数」が「利用定員変更時点の実利用児童数の総数」以上としなければいけません。

- 利用定員を変更する際は、２歳児の利用定員を一番多い歳児の実利用児童数と同数か超えるよう設定しなければいけません。

７－７　利用定員変更の留意点７

利用定員の設定については、利用予定児童数を考慮し、実態に即した設定となるよう十分ご留意ください。

次の場合、施設型給付費等の減額調整が適用されます。

種　別	内　容
保育所 認定こども園（２・３号） 小規模保育事業所（Ａ・Ｂ・Ｃ型） 事業所内保育事業所	直前の連続する２年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設（注）
認定こども園（１号）	直前の連続する２年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設

（注）令和４年４月１日、令和５年４月１日、令和６年４月１日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和７年度に限り従前の規定（直前の連続する５年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設）のとおりとする。

※詳細は、令和５年５月１９日付け「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（こ成保３８５文科初第４８３号）（最終改正令和７年８月27日こ成保4997文科初第1230号）をご参照ください。

※令和８年度における取扱いについては、別途国より発出される留意事項通知によるものとします。

8　まとめ

		認可定員	利用定員
定義		保育室の面積を勘案して決定される施設の受入上限人数	給付費（委託費）の単価水準を決めるもの
変更	変更の可否	特別な事情（例：面積基準緩和の解消、建替え等による保育室面積の変更）がない限り、認可定員は変更不可。	変更可。恒常的に利用定員を超過する場合は、利用実態に応じた利用定員に変更する必要あり。
	変更のルール	進級できるように設定。	各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定。
	提出期限	・令和８年４月１日の変更は令和８年３月９日（月） ・年度途中の変更は前月の20日まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日）	
	提出方法	郵送または持参にて申請。	「kintone」にて申請。
利用児童数との関係		各歳児で認可定員を超えて入所させることはできない。（P４）	・原則利用定員より多くの利用児童数は認められない。例外あり。 ・変更する場合は、その時点の利用児童数以上の人数に設定する。（P10）
認定こども園		・歳児別で定員変更を判断。（P5） ・満３歳児の扱いに注意。（P5）	号別・歳児別で定員変更を判断。（P12）
地域型保育事業所		弾力運用に注意。（P7）	・利用定員を変更する際は、「利用定員の総数」が「利用定員変更時点の実利用児童数の総数」以上としなければならない。 ・利用定員を変更する際は、２歳児の利用定員を一番多い歳児の実利用児童数と同数か超えるよう設定しなければならない。（P15）